

手取川水系流域委員会 規約 (案)

第1条 (名称)

本会は、「手取川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

第2条 (目的)

委員会は、「手取川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「整備計画」という。)」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条 (委員会の組織及び委員等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。
- 4 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を統括する。
- 6 委員長に事故のあるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員会の招集は、局長より委任された金沢河川国道事務所長(以下「事務所長」という。)が行うものとする。
- 8 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 9 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第4条 (情報公開)

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第5条 (事務局)

委員会の事務局は、金沢河川国道事務所に置く。

第6条 (規約の改正)

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第7条 (雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和4年 月 日より施行する。

別添

手取川水系流域委員会 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職等 | 備考 |
|---------------------|----------------------|----|
| いけもと 良子 池本 良子 | 金沢大学 名誉教授 | |
| おぐま ひとし 小熊 仁 | 高崎経済大学地域政策学部 准教授 | |
| たきもと ひろし 瀧本 裕士 | 石川県立大学 教授 | |
| たけだ しんいち 竹田 伸一 | 野鳥の会石川 顧問 | |
| たにくち けんじ 谷口 健司 | 金沢大学理工研究域地球社会基盤学系 教授 | |
| つじもと てつろう 辻本 哲郎 | 名古屋大学大学院 名誉教授 | |
| とみざわ あきら 富沢 章 | 石川むしの会 会長 | |
| なかむら こうじ 中村 浩二 | 金沢大学 名誉教授 | |
| はせがわ たかのり 長谷川 孝徳 | 地域文化総合研究所 代表 | |
| はった しんいち 八田 伸一 | 石川県内水面漁場管理委員会 会長 | |
| ふるいけ ひろし 古池 博 | 石川県地域植物研究会 会長 | |
| もとや やすお 本屋 彌壽夫 | 手取川七ヶ用水土地改良区 理事長 | |
| やまだ のりあき 山田 憲昭 | 手取川水防事務組合 組合長 | |

(50音順、敬称略)